

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年12月13日（金）第2966号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○道路の位置指定（5件）

（鹿児島地域振興局取扱い） 1  
（南薩地域振興局取扱い） 1  
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2  
（大隅地域振興局取扱い） 2  
（熊毛支庁取扱い） 3

## 告 示

## 鹿児島地域振興局告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年12月13日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

指定年月日	申請者の住所及び氏名等	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 11月21日	いちき串木野市大里3246番地5 有限会社マツバラ 代表取締役 本田秀之	いちき串木野市大里字木崎原下4057番9及び4057番9地先里道の一部	4.01メートル～ 4.13メートル	20.95メートル
平成24年 11月21日	いちき串木野市緑町78番地1 須崎健二	いちき串木野市別府3783番3, 3784番8及び3784番8地先里道の一部	4.06メートル	48.48メートル
平成25年 8月19日	日置市東市来町長里1468番地12 西ノ園純男	日置市東市来町長里字城ヶ崎1735番13及び日置市東市来町長里字乙舞1801番5	4.10メートル	35.00メートル

## 南薩地域振興局告示第14号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年12月13日

南薩地域振興局長 森秀樹

指定年月日	申請者の住所及び氏名等	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 6月17日	指宿市西方573番地1	指宿市西方字奈良後423番5	5.00メートル～ 5.08メートル	34.99メートル

	上林山誠			
平成25年 7月26日	鹿児島市自由ヶ丘 一丁目6番8号 井料妙子	南さつま市加世田益 山字上村8829番4, 8829番6及び8835番 5	4.00メートル～ 4.88メートル	18.10メートル
平成25年 8月27日	南さつま市加世田 宮原82番地4 宮ヶ谷静夫	南さつま市加世田宮 原字丸野堀3539番18	6.00メートル	63.29メートル
平成25年 9月9日	指宿市開聞十町 2490番地6 有限会社阿萬建設 代表取締役 物袋正次	指宿市開聞仙田字平 屋敷3070番5	6.00メートル	47.50メートル

## 始良・伊佐地域振興局告示第35号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年12月13日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

指定年月 日	申請者の住所及び 氏名等	関係土地の地名及び 地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 7月23日	始良市東餅田2369 番地8 株式会社アドヴァ ンス 代表取締役 東正臣	始良市鍋倉字納屋町 614番4	6.01メートル	58.46メートル
平成25年 8月21日	霧島市国分新町二 丁目14番22号 有村正己	始良市西餅田字楠元 2872番1	6.00メートル	40.43メートル
平成25年 9月4日	始良市宮島町25番 地 始良市長 笹山義弘	始良市加治木町木田 字船木4605番12	6.00メートル	50.97メートル
平成25年 9月13日	霧島市国分中央三 丁目3番3号 株式会社国分ハウ ジング 代表取締役 久保一元	始良市西餅田字辰喰 1234番12	6.01メートル	65.95メートル
平成25年 10月8日	鹿児島市武三丁目 6番5号 日本情報管理株式 会社 代表取締役 平山義夫	始良市東餅田字東道 丁原765番4	5.00メートル	62.42メートル

## 大隅地域振興局告示第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年12月13日

大隅地域振興局長 三角浩一

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 6月20日	曾於市大隅町岩川 7328番地1 有限会社三和運輸 代表取締役 神宮司明	曾於市大隅町岩川字 渡迫6258番4	4.50メートル	34.75メートル
平成25年 7月8日	鹿屋市旭原町3592 番地38 有限会社一里山不 動産 代表取締役 福山敏昭	曾於市大隅町岩川字 榎迫5979番4	4.20メートル 6.01メートル	55.46メートル

**熊毛支庁告示第8号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年12月13日

熊毛支庁長 堂前博文

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 9月4日	西之表市西之表 9938番地1 柳田泰夫	西之表市西之表字下 邑9938番4	4.00メートル	30.89メートル